

## 岩倉市利用者支援事業（母子保健型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、市民が安心して出産・育児ができるよう、また、妊娠中から保健・保育その他子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 この事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者等の身近な場所で、保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）とする。

2 利用者支援事業は、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援をするものとする。

（実施場所）

第3条 利用者支援事業は、岩倉市保健センターで行う。

（職員の配置）

第4条 利用者支援事業に従事する者は、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師又は助産師のいずれかの資格を有する者をもって充てるものとし、1名以上の専任職員を置くものとする。

（業務の内容）

第5条 利用者支援事業に従事する者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する相談を行う。  
また、妊娠届出等の機会を通して得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を把握し、必要となる情報をすぐ活用できるよう支援台帳を作成する。
- (2) 妊産婦等の置かれた状況を把握するため、保育施設や地域子育て支援拠点等に出向き情報の収集に努める。
- (3) 関係機関から把握した情報に基づき、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。  
また、心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針についてはケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定する。
- (4) 各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう利用者支援事業の実施機関等を含めた関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図る。

(関係機関との連携)

第6条 利用者支援事業の実施に当たっては、保育、保健その他の子育て支援事業を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、民生委員児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。